



「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください！

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178
市民課保険年金係 ☎ (25)1148

令和6年秋以降、保険証とマイナンバーカードが一体化されます。新たな保険証は発行せず、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくこととなります。そこで、マイナンバーカードの健康保険証利用の概要についてお知らせします。

※令和5年5月時点の方針であり、変更となる場合があります。

1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。

3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだのかたは、以下2つの準備をお願いします

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ①「マイナポータル」から行う
- ②セブン銀行ATMから行う
- ③医療機関・薬局の受付で行う



マイナポイント申込期限がせまっています！



マイナポイントの申請期限は**2023年9月末**です。
2023年2月末までに申請されたマイナンバーカードが対象です。

今後、受け取りのかたで窓口混雑が見込まれますので、マイナンバーカードを申請済みで交付通知書(はがき)が届いたかたは、早めにお受け取りください。

マイナンバーカードの交付・申請については、市民課戸籍係(☎ 25)1127)へ問い合わせてください。

マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



万が一紛失しても、コールセンター【☎0120 95 0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

令和6年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます

マイナンバーカードをなくしたり、 手元にない場合は？

- 令和6年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中のかたやお手元にカードがないかたなどは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。
- ※有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。



マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを
貼っている医療機関・薬局で
ご利用可能です！



厚生労働省
ホームページ

※厚生労働省ホームページでも
ご利用可能な 医療機関・薬局を
公開しています。

問い合わせ先

マイナンバーカードの健康保険証利用について、くわしくはフリーダイヤルで問い合わせてください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120 95 0178

受付時間 平日 午前9時30分から午後8時まで

土曜・日曜日、祝日 午前9時30分から午後5時30分まで（年末年始を除く）